平成２６年（フ）第２０４１号
名古屋市南区弥生町166番地の１　メゾン見晴台201号
債務者　手嶋　紘之
1　決定年月日時　平成27年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第９９３号
大阪府羽曳野市高鷲８丁目２番６号
債務者　藤家　邦秋
1　決定年月日時　平成27年１月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１０１０号
大阪府柏原市国分西２丁目３番53号　ブルーローズハウス105号、前住所大阪府柏原市国分西２丁目５番１―505号　パイオニア松井
債務者　神田　壽人
1　決定年月日時　平成27年１月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１１３号
長崎県大村市須田ノ木町717番地１　麻生アパート２号、前住所長崎県大村市久原２丁目1372番地５　アメニティ裕201
債務者　井手　貴子
1　決定年月日時　平成27年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２６年（フ）第３３１号
盛岡市羽場14地割52番地５、前住所盛岡市羽場14地割49番地２、前々住所　盛岡市羽場14地割30番地２
債務者　佐藤　公明
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第４号
盛岡市前九年２丁目８番24号　アトラス前九年Ｂ―１号
債務者　鶴田　英児
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第３７号
岩手県二戸市米沢字沢内３番地
債務者　沢内めぐみ
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２６年（フ）第４０号
秋田県能代市落合字下釜谷地147番地１
債務者　田森　俊一
1　決定年月日時　平成27年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２６年（フ）第２０１７号
名古屋市南区三条２丁目16番１―403号　氷室荘
債務者　中村　芳子
1　決定年月日時　平成27年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２号
愛知県稲沢市附島町郷西８番地
債務者　宝藏さか江こと　寶藏さか江
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第２４３号
香川県高松市牟礼町牟礼215番地１ヒーリングＡ―103
債務者　藤井明日香
1　決定年月日時　平成27年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１号
香川県高松市福岡町２丁目27番21号　村井ビル101
債務者　鈴木　京子
1　決定年月日時　平成27年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１８３３号
福岡市東区箱崎１丁目28番11号
債務者　藤野　智文
1　決定年月日時　平成27年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１８５５号
福岡県福津市花見の里１丁目10番５号、旧住所福岡県宗像市広陵台３丁目３番地５
債務者　立石　貴敬
1　決定年月日時　平成27年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１８５６号
福岡県朝倉市長渕691番地２
債務者　森部　洋一
1　決定年月日時　平成27年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１８８２号
福岡市博多区奈良屋町12番18―602号
債務者　野田　康文
1　決定年月日時　平成27年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１８８４号
福岡県糟屋郡粕屋町長者原西２丁目15番19号メロディーハイツ戸原Ｂ201号
債務者　築城　仁美（旧姓玉置・横尾・田中）
1　決定年月日時　平成27年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部